

令和6年度第1回大阪府環境審議会水質部会

令和6年7月29日（月）

（午後3時01分 開会）

【事務局（志知課長補佐）】 それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度第1回大阪府環境審議会水質部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の志知でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、環境管理室長の中島より御挨拶申し上げます。

【事務局（中島室長）】 本年4月から環境管理室長を務めております中島でございます。部会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、誠に御多忙のところ、また、連日の猛暑の中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。また、日頃から大阪府政各般にわたりまして御指導、御協力を賜りまして、この場を借りまして厚くお礼申し上げます。

さて、本日の部会でございますけれども、審議事項1件と報告事項1件、予定をさせていただきます。

大阪府では、「豊かな大阪湾」の実現に向けまして、大阪湾沿岸を藻場などで取り囲む「大阪湾MOBAリンク構想」を推進しております。この一環といたしまして、来年の大阪・関西万博の開催に合わせまして、会場周辺海域に藻場を創出し、万博の機会に大阪湾における取組を国内外に発信するため、今年度、民間事業者から提案を募り、万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業を実施することといたしております。

本年3月に開催をいたしました前回部会におきまして、その審査基準につきまして御審議いただいたところでございますが、その後、6月から7月の中旬にかけて事業提案を公募いたしました結果、4事業者から応募がございました。本日の部会では、審議事項といたしまして、応募のありました事業者からプレゼンテーションを受け、それぞれ質疑と審査をお願いしたいと考えております。本日の審議を踏まえまして補助事業者を決定し、万博会場周辺海域の護岸における藻場創出に取り組んでいく所存でございます。

あわせまして、報告事項といたしまして、水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正を踏

まえました大腸菌群数に係る排出基準の見直しにつきまして、御報告をさせていただく予定でございます。

委員の皆様におかれましては、御忌憚のない御意見を賜りますように、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

【事務局（志知課長補佐）】 まずはお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。議事次第のほか、資料1 関連といたしまして、1-1 大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金公募要領、1-2 同補助金交付要綱、1-3 同補助金審査基準、1-4 同補助金審査票、1-5 同補助金企画提案書（4事業分）がございます。また、資料2 といたしまして、大腸菌群数に係る排水基準の見直しについて、参考資料といたしまして、参考資料1 大阪府環境審議会水質部会運営要領・委員名簿、参考資料2 会議の公開・非公開について、参考資料3 大阪府におけるブルーカーボン生態系の保全・再生・創出について、参考資料4 大腸菌数の許容限度設定に関する検討資料、以上でございます。資料の不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

続きまして、本部会の委員の皆様を御紹介させていただきます。

委員名簿は参考資料1 として配付をさせていただいております。

これまで部会長を務めていただいております岸本委員が6月末をもって御退任されました。このため、大阪府環境審議会条例第6条第4項の規定に基づきまして、会長からの指名により、京都大学の藤原委員に水質部会長に御就任いただいておりますことを御報告させていただきます。

それでは、参考資料1 の委員名簿の順番に御紹介をさせていただきます。

まず、部会長であります京都大学の藤原委員でございます。

【藤原部会長】 京都大学の藤原と申します。今後ともよろしく願いいたします。

【事務局（志知課長補佐）】 ありがとうございます。

続きまして、部会長代理であります京都大学の島田委員でございます。

【島田委員】 島田でございます。よろしく願いいたします。

【事務局（志知課長補佐）】 ありがとうございます。

続きまして、大阪公立大学の益田委員でございます。

【益田委員】 益田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（志知課長補佐）】 ありがとうございます。

続きまして、国立研究開発法人水産研究・教育機構の堀委員でございます。

【堀委員】 堀でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（志知課長補佐）】 ありがとうございます。

なお、本日、大阪大学の中谷委員におかれましては、御都合により御欠席となっております。

本日の部会でございますが、5人中4人の委員に御出席をいただいております。本部会の運営要領第4の2の規定により会議が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本部会は、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づき公開とさせていただき、傍聴につきましてはユーチューブによるライブ配信を実施しておりますので、御承知おきください。

ただし、議事（1）大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金に係る審査につきましては、前回の水質部会におきまして、参考資料2としてお配りしておりますとおり、プレゼンテーション審査の審議を公開いたしますと、事業者の提案に含まれる技術やノウハウ等の企業秘密が公になることで競争上の地位を害するほか、提案事業者から必要な情報を得ることができなくなり、適正に審査ができなくなるとして、大阪府情報公開条例第8条第1項第1号に該当することから、議事を非公開とする決定をいたしております。

それでは、ここからの進行につきましては、藤原部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【藤原部会長】 藤原でございます。それでは、着座して進めさせていただきます。

審議が円滑に進むように努めますので、委員の皆様、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事（1）大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金に係る審査についてです。

事務局におかれましては、ユーチューブ配信の停止など、非公開に係る作業をお願いいたします。

（ユーチューブ配信を停止）

（ユーチューブ配信を再開）

【事務局（志知課長補佐）】 そうしましたら、公開の手続が済みしましたので、部会長のほうから引き続きお願いします。

【藤原部会長】 それでは、続きまして、議事の（２）大腸菌群数に係る排水基準の見直しについてに移ります。

それでは、事務局から説明をお願いできればと思います。

【事務局（藤本主査）】 事務局、大阪府環境保全課の藤本です。

大腸菌群数に係る排水基準の見直しについて、資料２を用いて御説明をさせていただきます。

大阪府では、水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例（以下、上乘せ条例とします）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、生活環境保全条例とします）において、法が定める排水基準より厳しい排水基準を設定しておりまして、生活環境項目に係る排水基準についても定めております。

令和４年４月に、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目の１つである大腸菌群数が大腸菌数に見直されました。

大腸菌群数が大腸菌数に見直された経緯でございますが、そもそもふん便汚染の指標としては大腸菌数を採用されることが検討されておりましたが、環境基準設定当時の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術がなかったことから、比較的容易に測定できる大腸菌群数が指標として採用されました。

しかし、大腸菌群数につきましては、資料２の図でお示ししますとおり、その測定値に図中でいいますと菌種Ｂ、Ｃのような、元来、土壌や水中を生息場所としているような菌種が含まれております。実際に水環境中において大腸菌群が多く検出されている場所においても大腸菌として検出されない場合があります。大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えられていない状況が見られることや、今日では簡便な大腸菌の培養技術が確立されていることから、大腸菌群数の環境基準については、よりの確なふん便汚染を捉えることができる指標として、大腸菌数へ見直されました。

これを踏まえまして、令和６年１月２５日に公布された省令によりまして、水質汚濁防止法に基づく排水基準として大腸菌群数が大腸菌数に改められるとともに、同項目に係る許容限度につきましても１立方センチメートル当たり３,０００個から１ミリリットル当たり８００ＣＦＵに改められておりまして、こちらの改正は令和７年４月１日に施行される予定となっております。

今回、法に基づく排水基準が改正されたことを踏まえまして、大阪府としても上乘せ条例及び生活環境保全条例に基づく排水基準について同様の改正を行うべきであると考えら

れることから、所要の改正を行うに当たりまして、こちらの排水基準の見直しにつきまして本部会に御報告させていただきます。また、大阪府環境審議会への御報告につきまして、こちらの資料2をもって書面報告とさせていただく予定でございます。

なお、今回の排水基準の見直しにつきましては、排水基準が環境基準の維持・達成等を目的に設定されるものであり、その規制項目については環境基準と同一に管理する必要があることから、水質汚濁防止法に基づく排水基準と同様の改正を行うものです。

また、参考資料4として添付させていただいておりますのが、令和5年11月7日に開催されました環境省中央環境審議会第11回水環境・土壌農薬部会にて、大腸菌数の許容限度に関して検討された資料でございます。

時間の関係がありますので、この資料の中身を簡単に御説明させていただきますと、現在の排水基準である大腸菌群数3,000個／ミリリットル相当の大腸菌数を求めるために、事業場の排水実態調査を環境省が実施しまして、排出水中の大腸菌群数に対する大腸菌数の存在比を導き出すことで大腸菌数の許容限度を検討されました。

調査の結果、大腸菌群数が1ミリリットル中に100から3,000個存在する試料中の大腸菌群数の存在比は平均で0.295でありまして、現行の排水基準値であります大腸菌群数3,000個／ミリリットルに相当する大腸菌数を算定しますと885CFU／ミリリットルとなりまして、こちらを切り下げて800CFUとすることが適当であると整理をされています。

また資料2に戻りまして、以上のことから、今回の条例改正の内容としましては法の改正内容と同じでございます。ふん便汚染の指標として定められた項目の見直しであり、許容限度としまして、従前の大腸菌群数のもの相当の大腸菌数の値を求めて設定されたものであることから、新たな項目を定めたり規制を強化したりするものではありません。

では、続きまして、2ページ目に入りまして、項目1にお示ししますとおり、これまでの生活環境項目に係る排水基準の設定について、大阪府の基本的な考えをお示ししてございます。

水質汚濁防止法においては、日平均排水量が50立方メートル以上の特定事業場に対して、生活環境項目に係る排水基準を適用しているところ、大阪府では、上乘せ条例に基づきまして、日平均排水量が30立方メートル以上である特定事業場に対して、法と同じ排水基準を裾下げして適用しています。また、法で定める特定事業場以外につきましても、生活環境保全条例で定める届出事業場に対して、同条例において特定事業場と同じ排水基

準を適用してございます。

これらの基本的考え方を踏まえまして、項目2の大腸菌群数に係る排水基準の見直しとしましては、こちらの表に示しますとおり、太枠でお示しする上乗せ条例と生活環境保全条例の排水基準につきましては、一番左にお示しする法と同じ排水基準に改正することが適当であると考えてございます。

また、3番目の排水基準の適用開始日でございますが、上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく大腸菌群数に係る見直し後の排水基準につきましては、条例・規則の所要の改正を行った上で、水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正の施行期日であります令和7年4月1日に合わせて適用する予定でございます。

最後に、参考として付けてございますのが、大腸菌群数に係る排水基準が適用される府内の主な特定事業場数をお示ししてございます。こちらの対象となる事業場は、先ほどお示した参考資料4に実態調査の対象となる事業場に加えまして、同じくふん便汚染のおそれがある病院を追加して集計した表になっております。また、それぞれ特定施設ごとに法律で排水基準が適用されるものと、上乗せ条例の規定によって排水基準が適用されるものと分けて集計してございます。

今回の条例の見直しの対象となる事業場は右の太枠でお示した部分になりまして、業種や施設を一部指定して集計しても100以上の事業場が該当することから、改正の周知期間が一定必要であると考えられますので、来年4月1日の施行に向けて速やかに条例・規則の改正手続を進めていく予定でございます。

駆け足ではございましたが、資料2の説明は以上でございます。

【藤原部会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、委員の皆様、何かございますでしょうか。

なお、事前に事務局から本日欠席の中谷委員に伺ったところ、特に御意見はなかったということです。

委員の皆様、よろしいですか。

そうしましたら、特に御意見ないようですので、事務局のほうからその他何かございますでしょうか。

【事務局（志知課長補佐）】 ありがとうございます。

今回の部会についてでございますが、令和7年1月頃に、令和7年度の公共用水域の水質測定計画等について御審議いただくことを予定しております。改めて日程調整させてい

たきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【藤原部会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、ほかにはないようですので、本日の議事はこれで終了させていただきます。委員の皆様には円滑な審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

【事務局（志知課長補佐）】 長時間の御審議ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年度第1回の水質部会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

（午後5時39分 閉会）